

第2章 計画の推進に向けて

第1節 制度の周知・情報提供

【制度の周知】

国による介護保険制度や高齢者福祉施策の見直しが行われるなか、高齢者やその家族、地域住民、介護に携わる人が制度に関する情報を正しく理解し、活用できるよう以下の機会を積極的に捉え周知に努めます。

- ① 出前講座や市民向けフォーラム等での制度周知
老人クラブ、民生・児童委員会、健やかサロン等の各種会合や在宅医療・介護、認知症等のフォーラム、市民講座など
- ② パンフレット・リーフレットの活用
- ③ ホームページ・市報・ケーブルテレビ等広報媒体での周知

また、介護に携わる人は、人権にかかわりの深い職業に従事する人（特定職業従事者）であることから、人権を尊重した処遇や個人情報の適正な管理など、きめ細やかな配慮が必要とされ、高齢者の人権を守る立場にあります。

こうしたことから、介護関係者の人権意識の高揚を図るため、部落差別の問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する研修会への参加等、様々な取り組みの実施を求め、人権尊重の視点に立ったケア（介護）の推進を図るための周知を行います。

【情報提供】

- ① 高齢者本人や家族が、必要なサービス等を自らの選択に基づき、適切に利用できるよう、市、地域包括支援センター窓口で情報提供します。
- ② くにさき地域包括ケア推進会議（通称：ホットネット）が作成した「医療・介護・福祉関係事業所一覧」を市のホームページに掲載（更新）し、市民の利便に供します。
- ③ 認知症の人やその家族への支援がよりスムーズに行えるよう、市内で利用できるサービス等の情報をまとめた「国東市認知症支援ガイドブック」及び医療・介護関係者等と情報を共有するツール「国東市オレンジ連携シート」を活用し必要な情報提供を行います。
- ④ 地域に密着している民生・児童委員へ高齢者本人、家族、居宅介護支援事業所等と連携を図り、必要な情報提供を行います。
- ⑤ 地域ケア会議等から見えてきた自立を阻害している要因や地域課題等の解決に向け、自分らしく、さかしく、安心して暮らせるよう自立支援に向けた情報について提供します。

第 2 節 苦情相談体制

高齢者の尊厳が守られ、必要なサービスが適切に利用できるよう、サービスに関する苦情や相談は、介護サービス提供事業所、介護支援専門員、地域包括支援センター及び市が積極的に受け付け、関係機関と連携して解決に努めます。

また、解決できない場合は、県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会を紹介し解決を図ります。

第 3 節 関係機関との連携

計画を円滑に推進するためには、介護保険制度をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。

また、高齢者の生きがいがづくり、介護予防にとどまらず、地域づくりの視点から様々な分野・事業が関係します。

そのため、市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考えのもと、自治会、ボランティア団体、NPO、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、県、市の関係機関との連携強化に努め、総合的に高齢者福祉施策を推進します。

また、国・県のみならず市の他の計画との整合性を図りながら計画を進めていきます。

第 4 節 計画の進行管理

施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査・分析を年度ごとに行い、「国東市介護保険事業計画等策定委員会」や「国東市地域密着型サービス運営委員会」、「国東市地域包括支援センター運営協議会」及び上位計画である「第 2 次国東市総合計画・行財政改革アクションプラン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」でその実績評価を受け、結果を公表することにより計画の円滑かつ適正な遂行が行えるよう進行管理をします。

また、第 8 期計画期間中の年度ごと（令和 3 年～令和 5 年）に、計画の進捗状況と達成状況を評価したうえ、PDCA サイクルに沿った進捗管理を行います。

なお、第 7 期計画の事業評価と今後の方向性については、参考資料に載せていません。